

海外で定期健康診断を受診した際の補助金制度について

当健保組合では、海外で働く方（被保険者）や帯同されているご家族（被扶養者）の定期健康診断について、日本への一時帰国時に受診することを推奨しております。しかし、現実的に一時帰国が難しい場合は、海外での定期健康診断を受診せざるを得ない為、当健保組合では海外での定期健康診断について下記のとおり補助金制度を設けております。どうぞご利用ください。

記

1) 海外で定期健康診断を受診した場合の補助上限額

<対象者：当健保組合の被保険者（本人）>

受診年齢基準日：当該年度末3月31日時点

対象年齢	健保 補助上限額	(内 訳)	
		健診補助額	海外出張者健診補助
40歳以上	45,000円	30,000円	15,000円
40歳未満	25,000円	10,000円	15,000円

<対象者：当健保組合の被扶養者（家族）>

受診年齢基準日：当該年度末3月31日時点（35歳未満の方は受診補助対象ではありません）

対象年齢	健保 補助上限額	(内 訳)	
		健診補助額	海外出張者健診補助
40歳以上	30,000円	30,000円	—
35～39歳	10,000円	10,000円	—

2) 海外で定期健康診断を受診した場合の申請手続き

<対象者：当健保組合の被保険者（本人）、被扶養者（家族）>

- ①現地医療機関にて定期健診を受診（医療機関が拠点へ請求または本人等が窓口で全額支払）。
- ②本人が領収書等（原本）に健診結果報告書写し（全頁）を添えて拠点担当者へ提出。**注1)**
- ③拠点担当者が医療機関または本人へ支払。拠点担当者は②の健診結果報告書写し（全頁）と医療機関または本人への支払の証明書類を各会社の人事担当者経由で健保組合へ提出。
- ④健保組合が支給決定後、各会社へ補助金の支払。**注2)**
- ⑤各会社の人事・経理担当者が拠点へ補助金の支払または相殺。

注1) 健診結果報告書が現地言語の場合（健診項目等の確認の為）日本語訳も付けてください。

注2) 外貨で支払われた医療費については、健保組合が支給決定を行う日の外国為替（売り）レートにより円換算し、支給金額を決定します。

3) 留意事項

- 定期健康診断は、年度内に1回受診することができます。
- 健診補助額は、国内受診の場合の税込金額から消費税額を除いた金額となります。
- 補助対象のオプション検査等を受診した場合は、1)の金額に相当額を別途加算します。
- 再・精密・二次検査については、すべて保険診療扱いとなります。
- 健保補助額を超えた費用については、各会社の人事担当者にご確認ください。